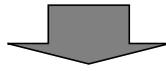
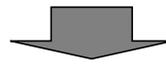


# 補助金の交付までの流れ

事前相談



交付申請

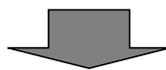


現地調査(工事前)

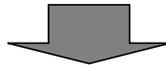
※必要に応じて実施



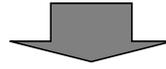
交付決定



補助事業の実施



実績報告



現地確認(工事後)

※必要に応じて実施



補助金額の確定



交付請求

## 《事前相談》

改装工事等の内容について事前にご相談いただき、その内容により補助対象工事の可否を判断します。

## 《交付申請》

店舗等改装等工事補助金交付申請書（様式第1号）に、下記書類を添えて申請してください。

- ① 改装等工事を行う店舗等の案内図
- ② 改装等工事の見積書の写し
- ③ 改装等工事の施工前の内部又は外部の現状が分かる写真
- ④ 市税の滞納がないことを証明する書類
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑥ 登記事項証明書又はその写し ※法人による申請の場合
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

## 《現地調査（工事前）》 ※必要に応じて実施

必要に応じて、改装前の状況確認を行います。

## 《交付決定》

店舗等改装等工事補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知します。

## 《補助事業の実施》

交付決定通知書を受けた後に改装工事を実施してください。

※交付決定前の着工、発注、購入等は認められませんのでお気をつけください。

## 《実績報告》

改装等工事が完了した日から起算して一月を経過する日又は工事完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、店舗等改装等工事完了実績報告書（様式第5号）に下記書類を添えて報告してください。

- ① 改装等工事に係る請求書及び領収書の写し
- ② 改装等工事の内容を証する工事明細書の写し
- ③ 改装等工事の施工後の内部・外部の現状がわかる写真
- ④ その他市長が必要と認める書類

## 《現地確認（工事後）》 ※必要に応じて実施

必要に応じて、改装後の状況確認を行います。

## 《補助金額の確定》

店舗等改装等工事補助金確定通知書（様式第6号）により通知します。

## 《交付請求》

店舗等改装等工事補助金請求書（様式第7号）により補助金の請求を行ってください。

※請求後、2～3週間程度で補助金を交付します。